

自費介護サービス重要事項説明書

作成日 平成 26 年 7 月 1 日

1 事業主体概要

事業主体名	YKB 株式会社
代表者名	代表取締役 吉田 武士
所在地	神奈川県横浜市都筑区見花山 1 番 30 見花山ビル 3 階
電話番号/FAX 番号	045-550-3241 / 045-949-0535
法人設立年月日	平成 26 年 6 月 10 日
法人が運営している事業	<ul style="list-style-type: none">・介護サービス業・セミナー、イベント等の企画運営・各種電気通信回線を使った情報提供事業・遺品整理業・古物商

2 事業日、及び、受付時間

事業日	年中無休
受付時間	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間
受付時間外の対応	転送電話、又は、留守番電話による対応

3 運営方針

YKB 株式会社の理念、及び、法人の運営方針に基づき、お客様とご家族様が、住み慣れた地域の中で安心安全な、そして、自分らしい生活ができるよう支援致します。

- ① お客様の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援致します。
- ② お客様の意思、及び、人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

- ① 身体介助
食事介助、入浴介助、排泄介助、服薬介助など
- ② 付き添い介助
散歩、行楽、観劇、映画鑑賞、冠婚葬祭、墓参りなど、外出される際の付き添い介助
- ③ 買い物代行
- ④ 通院付き添い
公共交通機関を使用し、通院の付き添いや薬の受け取りなど
- ⑤ 入退院支援

入退院時の準備や付き添い、入院中の見守りなど

⑥ 家事支援

調理、後片付け、掃除、洗濯、布団干し、ペットのお世話、庭のお手入れなど

⑦ 見守り支援

ご自宅に伺いご様子確認や見守りなど

5 利用料金

【料金プラン】

1時間プラン (1回 30分～)	1時間 3,510円 (税込)
6時間プラン (1回 30分～)	1時間 3,150円 (税込)
10時間プラン (1回 30分～)	1時間 2,970円 (税込)

【割増】

午前8時00分～午後6時00分まで	通常料金
早朝 (午前6時00分～午前8時00分まで)	25%割増
夜間 (午後6時00分～午後10時00分まで)	25%割増
深夜 (午後10時00分～翌午前6時00分まで)	50%割増
年末年始 (12月30日～1月3日)	上記の他 25%割増

【キャンセル料】

前日の午後6時まで	無料
上記以降	1,500円 / 1時間

【交通費】

横浜市都筑区・青葉区内	無料
上記以外の地域	実費請求

※サービス提供中に公共交通機関等を使用した場合は、別途ご請求させていただきます。

6 料金の支払い方法

サービス利用料金は1か月毎に計算し、翌月15日までに請求書を発行します。お支払いは、25日までにYKB株式会社銀行口座への振込（振込手数料はお客様負担となります。）、又は、YKB株式会社従業員が訪問時に集金させていただきます。

横浜銀行 港北ニュータウン南支店 普通口座
口座番号：6080901
口座名義：YKB株式会社 代表取締役 吉田武士

7 個人情報の保護

(1) YKB株式会社は、契約書第13条に基づき、保有する全ての個人情報の保護を図ります。

(2) 個人情報を外部へ提供する際の利用目的

お客様の居宅介護支援事業者	自費介護サービスを提供するため 居宅介護支援事業者との連携と照会への回答等
お客様のご家族様等	お客様の心身の状況の説明等
保険会社等	お客様に対する損害賠償等に関する保険会社等への相談、又は、届出
業務委託先の事業者、及び、それに準ずる活動を行う団体・個人	サービス提供に関わる業務の一部（送迎等）の外部業者や個人への委託

(3) お客様の同意を得ることなく個人情報を取り扱う場合

次に該当する場合、YKB株式会社は、あらかじめお客様の同意を得ることなく、個人情報を取り扱うことができるものとします。ただし、必要かつ合理的な範囲とします。

ア 法令に基づくとき

イ 人の生命、身体、又は、財産を保護するために緊急に必要がある場合で、お客様の同意を得ることが困難であるとき

ウ 公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合で、お客様の同意を得ることが困難であるとき

エ 国の機関、若しくは、地方公共団体、又は、その委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) YKB株式会社は、前述の利用目的に沿って、必要最小限の個人情報をお客様の同意を得た上で

収集し、これを適正に管理します。

なお、個人情報の開示・訂正・追加・第三者への提供等の請求について、お申し出頂ければ、お客様の本人確認の上、法人の個人情報保護規程の定めるところにより、速やかに対応します。

8 苦情相談窓口

窓口担当者 代表取締役 吉田 武士

ご利用時間 午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間

(ただし、事情により即時に対応できない場合があります)

ご利用方法 電話 045-550-3241

面談 電話予約が必要となります

9 緊急時、及び、事故発生時の対応方法

サービスの提供中に、お客様の身体の状態に著しい変化が見られた場合は、『緊急時連絡票』に記入されたご家族等に速やかに連絡します。急を要する場合は救急隊を要請し、事後報告となる場合があります。

※『緊急時連絡票』に記載された連絡先等が変わった際は、その都度ご連絡ください。

10 大規模災害発生時の対応方法

サービスの提供中、又は、当日のサービス提供前において、大規模災害発生時には、お客様、及び、訪問介護員の身の安全を第一とし、情報の収集を図ると共に、適切な対応を致します。

11 感染症等の対応

サービス提供前において、感染症（インフルエンザ・ノロウイルス等）の症状がある場合には、速やかにご連絡ください。又、サービス当日において感染症等に疑いがあると YKB 株式会社が判断した場合は、感染拡大防止のため必要な対応策を図り、医療機関への受診をお願いする場合があります。

担当訪問介護員が発症した場合は、代替の介護員で対応させていただく場合があります。

12 YKB 株式会社、又は、お客様が契約を解除する場合の事由、及び、手続等

自費介護サービス契約書 「契約の終了」条項より	次のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。 ① お客様が亡くなられた場合 ② お客様が本契約第 10 条に基づき、本契約を中途解約した場合 ③ お客様が本契約第 11 条に基づき、本契約を解除した場合 ④ YKB が本契約第 12 条に基づき、本契約を解除した場合
自費介護サービス契約書 「お客様による中途解約」条項より	お客様は、本契約の有効期間中、契約解除を希望する日の 7 日前までに YKB が指定する書面により、本契約を解除することができます。但し、お客様の急変、急な入院などの止むを得ない事情のある場合は、契約解除を希望する日の 7 日以内であっても、この契約を解除することができます。

<p>自費介護サービス契約書 「お客様からの契約解除」条項より</p>	<p>お客様は、次に掲げる事由が客観的に存在すると認められる場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① YKB が、お客様、又は、そのご家族様に対し、不法行為を行った場合 ② YKB が、本契約に著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合 ③ YKB が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合 ④ YKB が、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立、又は、会社更生手続開始の申立をし、又は、申立を受けた場合 ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
<p>自費介護サービス契約書 「YKB からの契約解除」条項より</p>	<p>YKB は、お客様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。なお、原則として YKB は、お客様、及び、そのご家族様と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除する可否かを慎重に決定するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約時に必要な書類に虚偽の記載をし、又は、故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、YKB との信頼関係に支障をきたした場合 ② お客様が支払うべきサービス利用料の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた督促にも関わらず、これが支払われない場合 ③ お客様、又は、そのご家族様が、法令、又は、本契約の条項に違反し、YKB が改善の見込みがないと判断した場合 ④ お客様、又は、そのご家族様が、YKB、又は、職員の生命、身体、財産、若しくは、信用を傷つける恐れがあり、且つ YKB がこれを防止できないと判断した場合 ⑤ 地震等の天災、その他止むを得ない事情によって継続的な運営が困難になった場合 ⑥ 前各号の他、お客様、又は、そのご家族様と YKB との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、YKB が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合

13 事故発生時の対応

事故発生時は次の必要な措置を講じます。又、事故についての検証、今後の防止策を講じます。

- ・ 応急措置
- ・ お客様の主治医、又は、救急隊要請
- ・ 訪問介護員からご家族様への連絡

14 損害賠償

YKB は、YKB の責めに帰すべき事由によりお客様、又は、そのご家族様の生命、身体、財産、又は、

名誉に損害を発生させた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。但し、お客様にも責めに帰すべき事由が存するときは、賠償額が減額されるものとします。

15 訪問介護員の選定等

訪問介護員の選定	サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際の提供にあたっては、複数の訪問介護員がサービスにあたる場合があります
訪問介護員の変更を させていただく場合	次の場合、訪問介護員の変更をさせていただく場合があります ・訪問介護員が退職、疾病等でサービスに従事できない場合 ・サービス内容、訪問時間に変更になった場合 ・担当訪問介護員のスケジュールが変更になった場合
お客様の希望による 訪問介護員の変更	ご相談に応じます

契約の締結に当たり、本自費介護サービス重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 _____

契約の締結に当たり、本自費介護サービス重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署名 _____